

評価シート(1)

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>中期計画の2年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立に着手するとともに、併せて経営管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務体制の確立 ・平成18年10月1日施設部の見直し 施設譲渡業務のより一層の効率化、情報共有による推進体制の強化を図るため「開発第一グループ」・「開発第二グループ」・「開発第三グループ」の3グループ体制を見直し、新たに「開発担当第一部」・「開発担当第二部」の2部体制とした。</p> <p>・平成19年2月 不動産取引に伴う多様な来訪者への対応等危機管理体制の強化を図るとともに、売却部門と施設維持管理部門の連携強化を図るため、サテライトオフィス2Fに受付・警備対応スペース（来訪者の対応及び不法者の排除）・管理部執務室・会議室等を整備した。</p> <p>・平成19年3月31日現在の職員数 総務部 8名 企画部 10名（うち専門職9名） 施設部 10名（全員専門職） 業務推進部 3名（全員専門職） 管理部 4名 計35名（平成17年度末35名）</p> <p>・機構業務の特性（高い価格での売却と雇用・公共性への配慮等）に応じ機動的な人員の入れ替えを行った。（6名退職、6名採用）</p> <p>【主な出身職種】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出身職種</th> <th>人数</th> <th>出身職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関</td> <td>11名</td> <td>法律事務所</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産会社</td> <td>6名</td> <td>税務コンサル</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>建設会社</td> <td>4名</td> <td>調査研究機関</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資格取得者の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格種別</th> <th>人数</th> <th>資格種別</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引主任者</td> <td>8名</td> <td>測量士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士</td> <td>1名</td> <td>土地区画整理士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>1名</td> <td>不動産コンサルティング技能資格</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	出身職種	人数	出身職種	人数	金融機関	11名	法律事務所	1名	不動産会社	6名	税務コンサル	1名	建設会社	4名	調査研究機関	1名	資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	8名	測量士	1名	不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	1名	一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	1名
出身職種	人数	出身職種	人数																																
金融機関	11名	法律事務所	1名																																
不動産会社	6名	税務コンサル	1名																																
建設会社	4名	調査研究機関	1名																																
資格種別	人数	資格種別	人数																																
宅地建物取引主任者	8名	測量士	1名																																
不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	1名																																
一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	1名																																

<添付資料 3>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に選定した総合アドバイザー等の成果物（不動産調査結果、最有効利用及び想定売却価格、事業価値等）の提出を受け、平成18年度以降の①マーケティング②施設譲渡計画策定、の両面において活用した。 平成18年11月に追加出資された14施設16物件について、平成17年度に引続き総合アドバイザー業務（不動産調査を含む。）を三井不動産に、事業デューデリジェンス業務を山田&パートナーズ及び山田ビジネスコンサルティングに業務委託を行い、各物件の今後の譲渡にあたっての有効な指針が得られた。 地区毎の競争入札により不動産売却業務委託業者を選定し、不動産売却業務の一部（譲渡対象施設毎の物件概要書・入札要項の作成・配布、物件関連の問い合わせ及び入札参加申込受付、重要事項説明、引渡補助業務等）につき業務委託を行った。平成18年度は5社に業務委託を行ない、17年度に比して3倍強となる76件の入札業務を円滑に行うことができた。 <p>(2) 施設の運営委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人へ、社会保険庁が契約していた内容と基本的に同様の内容で委託した。 平成18年11月に追加出資された施設についても、廃止施設を除き、同様に実施した。 具体的契約先 (財) 厚生年金事業振興団、(財) 社会保険健康事業財団、 (社) 全国社会保険協会連合会、(社) 全国国民年金福祉協会連合会、 (財) 社会保険協会、(財) 船員保険会、(財) 各都道府県社会保険協会、 (財) 各都道府県国民年金福祉協会

評価の視点	自己評定	S	評定	S
	<p>・組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。</p> <p>・業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・施設譲渡業務のより一層の効率化、情報共有による推進体制の強化を図るため、組織の統合等を行うとともに、不動産取引に係る機構業務の特殊性を考慮した危機管理体制の強化を図る等、業務推進に向けた体制整備を機動的に行った。また、機構業務のより円滑な執行のため機動的な人員の入れ替えを行った。</p> <p>・平成17年度に外部委託を行った総合アドバイザー業務および事業デューデリジェンス業務の報告により不動産および事業の現状把握、最有効利用の確認ならびに用途別想定売却価格の把握等を行い、施設の譲渡計画策定およびマーケティング活動に活用した。これらの業務については理念を排し実務に徹したことから極めて有効な指針が得られた。コンサルではなく専門的知見を有する者をアドバイザーとした選択は正しかったと判断している。不動産売却業務においては、前年比3倍強の件数となった入札を機構施設部の体制に合わせて委託する売却物件グループを組成し、円滑かつ効率的な売却を実施した。</p>		

評価シート（２）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等について、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。</p> <p>(2) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(3) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 国から出資を受けた資産等に関する情報等の管理については、昨年度、情報の内容及びその媒体の性質並びに活用頻度等を考慮し、保管場所の設定、データベース化、PDFファイル化等の措置を講じることにより適切な管理体制を確立し、今年度はこの体制の充実を図った。 また、機構への出資以降の資産の移動情報等の管理についても、併せて行った。 なお、出資を受けた絵画等について、国で美術品として取扱いを見直す動きとなったことから、国の基準設定及び個別確認が実施されるまでの間、国が検討していた基準よりも厳格な基準により扱い、予定価格に反映させ損失を発生させないよう努めた。</p> <p>(2) 下記のとおり実施した。 ・会議による管理 業務の進捗に関しては、幹部会（2回／月開催、構成員：理事長、理事、審議役、部長および総務課長）および役員会（1回／月開催、構成員：理事長、理事、監事＜オブザーバー＞）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打ち合わせ会（参加者：理事長、審議役、施設部・業務推進部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。</p> <p>・システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の項目毎にデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備した。</p> <p>(3) 当機構の業務に関しては、入札に係るリスク（暴力団等不適格入札者、談合、偽情報、システム及び人的な内部情報漏洩）、風評リスク、法規制変更リスク、災害リスク等多様な事業リスクが発生する蓋然性があると認識している。これらに関しては毎朝開催する業務打合せでその対応につき全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署がその対応を行っている。 特に施設売却の過程において発生する様々なリスクに対応するために特別顧問を2名から4名へ増員し、体制強化を図った。 また、入札参加予定者への被害発生が考えられる「機構施設につき優先譲渡・随意契約ができる」等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられたことから、その都度、データベースに登録するとともに注意喚起のメッセージをホームページに掲出し被害発生の防止を図っている。また、半期毎の報道関係者用資料でも言及している。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料 4＞</p>

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
<p>・国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。</p> <p>・業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。</p> <p>・業務遂行において生じうる多様な事業リスクの確かな把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・資産等に関する情報については、可能な限りPDFファイル化等を図るとともに、外部活用による文書管理を徹底する等、管理体制の充実に努めており、体制は確立したものと考えている。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ リスク管理体制の強化が計られたと認められる。</p> <p>○ 入札に伴う様々なリスクについては、適切にかつ厳格に行われていると評価できる。</p> <p>○ 情報管理体制の確立等、体制充実に努めており、高く評価できる。</p> <p>○ 偽情報に対する対応も迅速、適切でHPなどにも掲載されている。</p> <p>○ データベース化の促進、入札に関するリスク対応がしっかりなされている。</p> <p>○ 内部での役職員の意志・情報の交換などもよく行われ評価できる。</p> <p>○ 潜在的なリスク、顕在化したリスクに対して迅速な対応が行われた。</p> <p>○ 入札に係るリスク管理は、本来の業務に付随する当然の業務であり、「計画を大幅に上回っている（自己評定のS）」と評価すべき内容がよくわからない。</p>	
<p>・業務の進捗管理についてはシステム及び定例会議の両面で行っており、計画的推進が図られている。</p>		<p>・当機構に業務に関しては、多様なリスクがあるが潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応などの確に対応しており、現状それらのリスクが当機構の業務及び買受人等関係者への悪影響は回避し得ていると考えている。施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対応するため特別顧問を2名から4名へ増員し体制強化を図っている。</p> <p>・偽情報については、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、入手の都度その情報内容をホームページに掲出し、周知徹底と被害の未然防止に万全を期している。</p>		

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>（2）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>（3）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努める。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>（3）国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、予算51百万円に対し実績38百万円と13百万円を節減した。これは、少額の契約（消耗品等）であっても複数社から見積り合わせを行い、また、通信費、定期購読物、保守経費についてもその必要性、内容等を精査するなど、必要最小限の経費の執行に努めたことによる。</p> <p>（2）業務経費については、予算7,565百万円に対し実績1,597百万円と5,968百万円を節減した。 これは、施設解体費用2.2億円、災害復旧作業1.8億円、アスベスト・土壌汚染等各種調査費用1.1億円が不要または先送りとなったことが主な要因である。 また、経費の執行にあたっては、一般競争入札、指名競争入札または公募プロポーザルなど、業務の特性に応じた方法により業務経費の効率的な執行に努めた。</p> <p>（3）売却業務が本格化し業務量が増加する中、業務の効率化を図りつつ現状人員数を維持した。 職員の給与については、俸給表の細分化、諸手当額の見直し等、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	S
	<p>・一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。</p> <p>・業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。</p> <p>・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。</p> <p>・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・一般管理費については、予算51百万円に対し実績38百万円と13百万円の節減となった。</p> <p>・業務経費については、予算7,565百万円に対し実績1,597百万円と5,968百万円の節減となった。</p> <p>・一般管理費及び業務経費のいずれについても効率的かつ必要最小限の執行に努めた結果、大幅な削減が図れた。</p> <p>・売却業務が本格化し業務量が増加する中、業務の効率化を図りつつ現状人員数を維持した。</p> <p>・職員の給与については、俸給表の細分化、諸手当額の見直し等、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。</p>		

評価シート（４）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。 2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 各施設の経営状況等の把握 これまでに実施した総合アドバイザー等による事業調査、不動産調査の結果を計画管理データベースに集約し、各施設の経営状況、今後の経営改善見込、建物・設備の老朽度等の状況の把握を行い、これらの情報を買受希望者に提供してマーケティング活動を行うとともに平成19年度施設譲渡計画策定に活用した。 2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 ・平成17年11月に年金福祉施設等が所在するすべての地方公共団体等に対して行ったアンケートの未回答先について、訪問のうえ18年度譲渡対象施設を中心に機構業務に関する説明を実施した。また、回答があった先についても、必要な場合には説明を実施し、意見聴取を行った。具体的には、年金福祉施設等の実査や地元の買受候補先へのマーケティング実施時等に地元地方公共団体の担当部局を訪問し、入札公告時までに意向聴取を実施した。また、それに伴い入札公告時に買受希望先に伝えるべき情報があった場合は、随時、地方公共団体と打合せを行い、必要な情報（地公体による支援情報等）はその内容につき入札説明書において情報提供を行った。 ・地方公共団体の意向を確認するなかで、施設機能の存続の希望する地方公共団体に対しては、事業継続となった場合の固定資産税減免や補助金等の交付、既存不適格施設にかかる土地の用途変更、ならびに施設利用促進などの支援策の取り付けに尽力した。（後掲）

評価の視点	自己評定	S	評定	A
	<p>・中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。</p> <p>・年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・全施設について事業調査、不動産調査を実施し、事業としての今後の可能性及び不動産としての対応方針を示した極めて有効なマーケティング資料が整備され、買受希望者からも充実した資料の提供がなされていると評価されている。また、これらの資料は平成19年度譲渡施設の選定にも十分活用した。</p> <p>・地方公共団体等の意向を幅広く聴取し、その意向を踏まえマーケティング活動を行うとともに、施設機能の存続の希望する地方公共団体に対しては、事業継続となった場合の固定資産税減免や補助金等の交付、既存不適格施設にかかる土地の用途変更、ならびに施設利用促進などの支援策の取り付けに尽力し、大きな成果を得た。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 各施設の経営状況の把握、地方自治体とのコンタクトは適正に行っている。</p> <p>○ 地方自治体の支援策の取り付けについては、大きい成果を上げていると評価できる。</p> <p>○ 有効なマーケティング資料が整備され活用されている状況は大いに評価できる。</p> <p>○ データベース、マーケティング、地公体への支援要請等を積極的にやっている。</p> <p>○ マーケティング活動、事業継続のための地方公共団体に対する働きかけなど、譲渡を促進するための様々な工夫が行われている。</p> <p>○ 17年度アンケートは、全地方公共団体に対し行ったと記載されているが、H18は施設の残存する地方公共団体に対する説明がなされたとはいえない。ただし、全てに行くべきかどうかは疑問である。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																																																																						
<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の使用については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。</p> <p>また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>（2）契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の使用については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 各施設の使用状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。</p> <p>③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（2）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の使用については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるものとす。</p> <p>② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（2）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 18年度における年金福祉施設等の譲渡にあたっては、17年度と異なり大半が営業中の施設が対象となるため、①施設の経営状況、②施設の老朽度合い、③買受需要を主たる観点として検討を行い、委託先公益法人と協議のうえ対象施設の選定を行った。</p> <p>施設の譲渡にあたっては、不動産売買契約書において所有権移転の日から5年間公序良俗に反する用に供することを禁止している。なお、譲渡後の施設の使用については、公序良俗に反する使用等が行われていないか譲渡済物件の状況を定期的に（当年度末に前年度の譲渡物件を）チェックする体制とし、平成18年度は平成17年度に譲渡した8物件に関し予め当該物件ならびに所有者の登記簿謄本を入手し所有者の確認を行うとともに、現地に赴いて状況の確認を行い、その結果問題となる事例は認められなかった。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 《参考》平成18年度から平成22年度までの年度別譲渡施設数の計画</p> <table border="1" data-bbox="1518 643 1928 711"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>72</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>57</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>物件数</td> <td>84</td> <td>147</td> <td>147</td> <td>94</td> <td>472</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年度譲渡施設については、先の総合アドバイザー等の報告等を踏まえ平成18年10月より全施設を対象として選定作業に入り、施設の経営状況、建物の老朽度合い、買受需要の観点から絞り込みを行い、90施設について委託先公益法人と協議のうえ選定し、平成19年3月の役員会にて計画を決定した。</p> <p>① 平成18年度の譲渡実績は下表のとおり。（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1491 855 2130 971"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> <th>簿価対比額</th> <th>簿価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画</td> <td>72</td> <td>84</td> <td>25,738</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>62</td> <td>81</td> <td>28,650</td> <td>+14,084</td> <td>196.7%</td> <td>+8,049</td> <td>139.1%</td> </tr> <tr> <td>計画比</td> <td>△10</td> <td>△3</td> <td>+2,912</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>落札状況については、①事業継続を重点としたマーケティング活動の本格的開始②最低売却価格を入札前に開示する入札方式の導入③一括譲渡方式の導入、を要因として落札率は17年度45.0%から18年度92.1%へ大幅に上昇した。また、応札件数についてもマーケティング活動の結果、入札1回あたり平均応札件数は17年度の2.0件から18年度は4.1件へ着実に増加している。</p> <p>なお、機構発足以来の譲渡実績は下表のとおり（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1491 1150 2130 1230"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> <th>簿価対比額</th> <th>簿価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実 績</td> <td>66</td> <td>90</td> <td>34,966</td> <td>+17,244</td> <td>197.4%</td> <td>+10,154</td> <td>140.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業継続状況は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1525 1273 2013 1434"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">施設数</th> </tr> <tr> <th>継続</th> <th>比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡時に事業を行っていた施設</td> <td>45</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>35</td> <td>77.8%</td> </tr> <tr> <td>非継続＝一部受皿有</td> <td>4</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>6</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>廃止済</td> <td>17</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	21年度	合計	施設数	72	90	90	57	309	物件数	84	147	147	94	472		譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	簿価対比額	簿価比	出資価格対比額	出資価格比	計 画	72	84	25,738					実 績	62	81	28,650	+14,084	196.7%	+8,049	139.1%	計画比	△10	△3	+2,912						譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	簿価対比額	簿価比	出資価格対比額	出資価格比	実 績	66	90	34,966	+17,244	197.4%	+10,154	140.9%		施設数		継続	比	譲渡時に事業を行っていた施設	45	100.0%	継続	35	77.8%	非継続＝一部受皿有	4	8.9%	非継続	6	13.3%	廃止済	17	
	18年度	19年度	20年度	21年度	合計																																																																																				
施設数	72	90	90	57	309																																																																																				
物件数	84	147	147	94	472																																																																																				
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	簿価対比額	簿価比	出資価格対比額	出資価格比																																																																																		
計 画	72	84	25,738																																																																																						
実 績	62	81	28,650	+14,084	196.7%	+8,049	139.1%																																																																																		
計画比	△10	△3	+2,912																																																																																						
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	簿価対比額	簿価比	出資価格対比額	出資価格比																																																																																		
実 績	66	90	34,966	+17,244	197.4%	+10,154	140.9%																																																																																		
	施設数																																																																																								
	継続	比																																																																																							
譲渡時に事業を行っていた施設	45	100.0%																																																																																							
継続	35	77.8%																																																																																							
非継続＝一部受皿有	4	8.9%																																																																																							
非継続	6	13.3%																																																																																							
廃止済	17																																																																																								

・雇用継続状況は以下のとおり。

譲渡時に従業員がいた施設	施設数	
		比
継続	45	100.0%
一部採用	28	62.2%
調整中	2	4.4%
非継続	2	4.4%
廃止済	13	28.9%

② 個別に委託先公益法人と発表時期・営業停止時期等を協議のうえ、売却スケジュールを策定し、事業継続の施設については、落札後も他の施設以上に円滑な営業の継続、事業主体の移行を図るべく、調整に留意した。

(2) 契約方法

- ① 平成18年度売却物件の全てを一般競争入札にて対応した。
- ② 平成18年度売却の借地上の建物については、土地所有者の購入希望は無く、これらも全て一般競争入札により対応した。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に必要な配慮を行うこと。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮すること。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行うこと。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮すること。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行うこと。</p>	<p>(3) 譲渡条件 ① 平成18年度は、健康管理センター 2施設、保養ホーム 1施設につき、施設の中心的な機能維持を譲渡条件として一般競争入札を実施した。 ②、③については、18年度譲渡対象施設はなし。 <添付資料 5></p> <p>(4) 譲渡価格 ・出資施設の適正な市場価値を把握するため、公募プロポーザルにより不動産鑑定業者（4業者）を選定し、必要に応じ不動産の再鑑定評価を実施できる体制を整備した。 ・平成17年度の入札において、隔地物件など買受者にとって価格設定が難しいことが原因でまったく入札がないと考えられる物件が複数あったことから、平成18年度から低額物件、不落物件を対象として最低売却価格を公表する入札方式を導入した。また、平成18年12月には対象施設の簿価上限を150百万円から300百万円に引き上げるなどルールの見直しにより開示対象を広げ、全体の5割を超える物件を開示対象とした。 ・平成18年度においては、既に評価時点から6ヶ月以上経過したことに伴い、改めて不動産鑑定評価額の有効期間並びに予定価格の設定基準を策定し、同ルールに基づき予定価格の設定を行った。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 今期引渡の物件は地方公共団体購入分を含め、全て引渡日迄に決済金は振込により受領した。なお地方公共団体の購入に当たっては議会決議を経る迄、仮契約で対応する等の対応を図った。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 18年度譲渡対象施設なし。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 買受先の確保の段階において、事業継続を前提として買受を検討している者に対しては委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。また落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合は除き概ね実現した。具体的には、譲渡時点で従業員がいた施設のうち62%について雇用が継続された（既述のとおり45施設中28施設で雇用継続）。また、運営委託先公益法人の従業員である支配人が落札した事例（「ひみ」）もあった。 平成18年度においても引き続き、施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局へ情報提供を行った。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 ① 現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続となった場合の固定資産税の減免や補助金等の交付を要請し、支援策実施の意向の表明があった地方公共団体は約40団体に上った。18年度譲渡施設では、1施設（たるみずく鹿児島）が対象となった。また19年度以降の入札となる施設についても継続して折衝を実施しており、2施設（サンビアあいら・ペアーレ生駒）について支援の意向表明を受けている。 ② 既存不適格となっている施設に係る土地の用途変更を要請した。（「たるみず」について都市計画審議会への付議を予定。） ③ 施設が事業継続となった場合の施設利用に関する地方公共団体の支援表明を要請した。 ④ 温泉の分湯条件や借地の場合の賃借条件等施設運営に必要な条件について折衝を行った。</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	S
<p>・年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。</p> <p>・年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。</p> <p>・年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）</p> <p>・各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。</p> <p>・譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。広告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。</p> <p>・施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。</p> <p>・入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。</p> <p>・一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。</p> <p>・譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の用途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。</p> <p>・施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。</p> <p>・施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。</p> <p>・施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。</p> <p>・老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。</p> <p>・施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。</p> <p>・施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。</p> <p>・上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。</p> <p>・施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。</p> <p>・また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・平成18年度は、売却額は計画値を29億円上回り、簿価対比では+141億円、197.0%、出資価格対比では+81億円、139.2%の実績となった。なお、発足以来の実績は売却額350億円で、簿価対比+173億円、197.6%、出資価格対比+101億円、141.1%となっている。また、高値での売却のポイントと考える事業継続については、施設譲渡時に事業を行っていた45施設のうち35施設について継続された。引き続き、高い価格での譲渡の実現に努力していく。</p> <p>譲渡施設数については未達となったが、これは18年度においては譲渡計画施設数と同数の委託契約解除通知を行ったため、不動産支障や不落により19年度への繰り延べが発生したことによる。</p> <p>・平成18年度においては、最低売却価格を入札前に開示する入札方式の導入、一括譲渡方式の導入等により落札率が前年の45.0%から92.1%へ大幅に上昇した。</p> <p>・（施設譲渡収入と予算の比較は後掲）</p> <p>・平成19年度譲渡施設の選定については、経営状況、今後の経営見通し、老朽度合い、物件の市場性等を総合的に勘案し、当初計画の2割増の110施設程度を選定し、運営委託先に通知を行うこととしている。今後さらに譲渡施設を追加し、19年度末時点で180施設程度、全体（302施設）の60%程度の譲渡を実行することを計画している。</p> <p>・譲渡施設については、入札日、営業停止日、引渡し日等のスケジュールを委託先公益法人と調整のうえ策定し、適切な時期に官報公告を行った。従業員の雇用については、施設譲渡時に従業員がいた45施設のうち28施設において雇用継続が図られた。</p> <p>・平成18年度における施設の譲渡はすべて一般競争入札により適切に行った。</p> <p>・17年度に不落・不成立となった11施設、18年度に不落・不成立となった10施設については、改めてマーケティングを行い、最低売却価格を開示して再度入札を行った結果15件が落札となった。</p> <p>・平成18年度においては、一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設のうち健康管理センター 2施設および保養ホーム 1施設についてそれぞれ譲渡条件を付して入札を行った。</p> <p>・落札された健康管理センターについては、落札者により円滑な事業継続が図られており譲渡条件及びその判断基準は妥当なものであったと判断している。</p> <p>・平成18年度においては、既に評価時点から6ヶ月以上経過したことに伴い、改めて不動産鑑定評価額の有効期間並びに予定価格の設定基準を策定し、再鑑定を依頼する不動産鑑定業者は公募プロポーザルにより選定を行った。予定価格の設定は同ルールに基づき適正に行った。</p> <p>・平成18年度に引渡し済み物件については全て引き渡し日迄の決済金振込により対価を受領した。</p> <p>・施設譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。</p> <p>・平成18年度において対象施設はなかった。</p> <p>・買受先の確保の段階において、事業継続を行うことを表明している買受検討者に対しては事前に委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。また落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合は除き概ね実現した</p> <p>・施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等へ情報提供を行った</p> <p>・上記取組により、譲渡時点で従業員がいた施設のうち62%について雇用が継続された（45施設中28施設で雇用継続）。また、事業が継続されなかった事例についてもカルチャー教室の引継ぎ等、事業継続の受け皿を確保した。</p> <p>・現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、①事業継続となった場合の固定資産税の減免や補助金等の交付、②既存不適格となっている施設に係る土地の用途変更、および③施設が事業継続となった場合の施設利用に関する地方公共団体の支援表明、を要請するとともに④温泉の分湯条件や借地の場合の賃借条件等施設運営に必要な条件について折衝を行った。その結果、約40団体から固定資産税減免等の支援策実施の意向表明があった。</p> <p>・上記の結果については、物件概要書に地方公共団体の支援等に係る情報を開示することにより情報提供を行った。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 一般競争入札により対応することにより透明性が確保されかつ、落札状況の大幅な改善が見られる。</p> <p>○ 計画通りの販売実績を上げており、価格も出資価格、簿価を上回っており順調と考えられる。</p> <p>○ 従業員の雇用の確保への配慮についても、想定以上の実績を上げており評価できる。</p> <p>○ 不動産市況の回復があったとは言え、簿価の2倍近い価格で売却した実績は高く評価できる。又、施設事業の継続や職員の雇用継続についても評価できるものがあつた。</p> <p>○ 今後も積極的は売却戦略を展開して、当初の目的達成に向けて努力されること期待する。</p> <p>○ 譲渡方法の工夫、営業継続及び雇用確保への努力、入札率促進するための工夫と市場価値把握の工夫をセットしていること。</p> <p>○ 地公体との交流等、計画の前倒し策定等、積極的工夫が見られる。ただし、18下期としては、工夫の途上にあり、A評価して、19下期を見てみたい。</p> <p>○ 大変効率よく運営されていて良い結果を出している。</p> <p>○ 不動産市況の改善という背景はあるものの、物件を高く販売できるよう、様々な対応が行われている。</p> <p>○ 売却価格のみならず、公共性、雇用など様々な側面を考慮しながら売却を進めて行かなければならないわけですが、雇用、事業の継続を維持する上で「ひみ」のケースのように運営委託先公益法人に落札してもらうことは、1つの有効な手段であるかと思えます。</p> <p>○ 落札は一般競争入札ではありますが、運営委託先公益法人の入札を促すような対策などは行われているのでしょうか。</p> <p>○ ニーズにあった事業継続の為の施策（例：地方公共団体へのインセンティブについての働きかけ等）を講じるなど処分に当たっての工夫がみられる。</p> <p>○ 又、雇用の継続についても相当の配慮がみられる。</p>		

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>3 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 施設訪問の都度、事業調査の結果把握した経営状況及び今後の経営改善見込みに基づき、事業価値の向上に向けた個別指導を実施している。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の整備については、基本的に緊急災害等による被害、利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの及び法令等に抵触するおそれがあるもの並びに運営を停止した施設に係るものの整備について機構の負担によって行っている。 整備件数：97件、金額：1.8億円 ② また、施設機能の維持管理のための整備については、委託契約において、委託契約先の負担において実施している。 承認件数：30件、金額：4.3億円 ③ 国から出資を受けた物品については、廃棄や管理換の移動につき、当機構の承認を経る取扱いとし、毎年度末に施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：321件 管理換件数：28件</p> <p>（3）運営の停止等 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成18年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。 なお、譲渡計画によって予定していなかった施設が当該施設の都合により運営を停止しなければならなくなった場合は、施設の事業価値・資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、民間事業者との間で、管理運営委託または管理委託をそれぞれ実施した。 管理運営委託施設：「社会保険東大阪健康づくりセンター（ペアーレ東大阪）」 「ちば社会保険センター」 管理委託施設：「国民年金健康保養センター源平荘」 「国民年金健康保養センターきつれがわ」</p>

評価の視点	自己評定	A		評 定	A	
<p>・年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。</p> <p>必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。</p> <p>・施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。</p> <p>・経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。</p> <p>・運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・施設訪問の都度、事業調査の結果把握した経営状況及び今後の改善見込に基づき、事業価値の向上に向けた個別指導を実施している。</p> <p>・業務の実績に記載のとおり、緊急対応や自主整備を適切に行った。</p>	A	<p>・経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成18年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。</p> <p>なお、譲渡計画によって予定していなかった施設が当該施設の都合により運営を停止しなければならなくなった場合は、施設の事業価値・資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、民間事業者との間で、管理運営委託または管理委託をそれぞれ実施した。</p>	評 定	A	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 施設の運営・管理については、ほぼ計画通りの確に行っており、施設価値の向上の成果を出していると評価できる。</p> <p>○ 施設の管理等、適切に行われていると判断する。</p> <p>○ 施設の管理・運営について、適切な対応が行われた。</p>

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p>	<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 (1) 機構としては事業継続での買受先の開拓、デューデリジェンス結果に基づく施設の最有効用途を踏まえた買受先の開拓、及びファンドを含めた全国展開企業を中心にマーケティング活動を行っている。 (2) 情報収集方法としては、銀行、地元有力企業、地方公共団体、売却業務委託先情報等を幅広く活用している。 (3) 明らかに不動産価値が事業価値を上回る施設を除き、経営改善計画、期待キャッシュフロー等の資料を作成し詳細な説明を行うことにより、事業承継を促す活動を継続実施した。（45施設中32施設が事業継続、うち28施設で雇用確保）</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	S
	<p>・譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。</p> <p>・買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・平成18年度においては、平均応札件数は前年の2.0件から4.1件に着実に増加し、前述のとおり落札率も45.0%から92.1%へ大幅に改善しており、これらはマーケティング活動の成果と考えている。</p> <p>・事業価値に基づくマーケティング活動に注力したことにより、事業継続を主体として譲渡が実現されたものと考えている</p>		

評価シート（8）

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平成18年度の業務の実績
<p>4 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成18年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 (1) 機構のホームページに、以下の情報につき継続的に情報提供を行った。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成18年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ・計画において求められている基礎情報についての提供体制を平成17年度に構築したことから、平成18年度においては買受希望者へのよりスピーディーな情報提供体制の整備を図るべく、利用者の利便性向上のため下記のとおりホームページのバージョンアップを行った。 ①入札公告中の施設が一覧できるようにした ②公告中物件一覧から入札公告を取得可能とした ③施設の基礎資料（PDF）を取得可能とした</p> <p style="text-align: right;"><添付資料 6 ></p> <p>(3) 施設に係る収支状況、利用状況等については引き続きホームページにて情報公開を実施中。</p>

評価の視点	自己評定	A		評 定	A	
<p>機構の運営状況等に関する概ね次の情報をホームページ等に掲載し、積極的かつ適切な情報提供を行ったか。</p> <p>① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。</p> <p>① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の運営状況等に関する情報については、適宜ホームページに掲載し、積極的かつ適切な提供に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページをバージョンアップし、利用者の利便性向上のため <ul style="list-style-type: none"> ①入札公告中の施設を一覧可能とした ②公告中物件一覧から入札公告を取得可能とした ③施設の基礎資料（PDF）を取得可能とした等の改定を行った。 ・また、半期ごとに業務実績についてプレスリリースを行うとともに、内容をホームページ上に掲示し情報の提供を行った。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報開示が適切に行われていると判断される。 ○ 情報の提供は引き続き適正に行われているものと思料される。 ○ HPは、利用しやすいものとなっている。 ○ 情報提供について適切な対応が行われた。 ○ HP等利用者の便を考慮し、検索しやすくなったと思われる。 		

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 平成18年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 平成18年度は短期借入を行っていない</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 平成18年度における剰余金（収入－支出）の使途は、来年度の運営経費及び国庫納付金である。</p>

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
<p>・経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。</p> <p>・年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。</p> <p>・上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>・短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。</p> <p>・借入金の償還は、適切に行ったか。</p> <p>・剰余金の使途は適切に処理されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・中期計画の予算策定については経費節減を見込んで策定済み。収支計画における収益の部は予算比+17億円の274億円、費用の部は予算比△181億円の154億円となった。その結果、総利益は120億円となり、予算比+198億円となった。</p> <p>・施設譲渡により生じた収入は、予算257億円に対して実績271億円で予算対比+14億円、簿価対比+137億円、出資価格対比+73億円と大幅に上回った。これが、上記の収益の部の実績が予算を上回った主たる要因である。</p> <p>・予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、決算報告書記載のとおり把握しており、特段問題はない</p> <p>・18年度においては短期借入金は生じていない。</p> <p>・剰余金の使途については、来年度の機構の運営経費として留保するとともに、法令に基づき所定の額を国庫納付金として納付することとして適切に処理された。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 販売価格の上昇、経費節減努力等により総利益は予算比大幅な増加となった。</p> <p>○ 経費節減を見込んだ中期計画と比較して、大幅な利益増となった。</p> <p>○ 当初の予算に対し、大幅な総利益を達成した。</p> <p>○ 予算差異はあるものの収入アップ、費用ダウンの効果であり一定の評価ができる。</p>	

評価シート（10）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 人事に関する計画 (1) 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価制度を導入した。</p> <p>(2) 売却業務が本格化し業務量が増加する中、業務の効率化を図りつつ現状人員数を維持した。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。 ・常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価制度を導入した。 ・売却業務が本格化し業務量が増加する中、業務の効率化を図りつつ現状人員数を維持した。 		

評価シート（11）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績										
<p>2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付すること。</p>	<p>3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 国庫納付金については、決算時に額の確定を行い、来年度において、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 平成17年度に係る国庫納付金については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成18年9月11日納付） 平成18年度に係る国庫納付金については、19年度収入（5月末まで）の状況を加味し、次のとおり国庫納付額を確定し、（19年度予算比25億円（11%）増）決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>勘定</th> <th>国庫納付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金勘定</td> <td style="text-align: right;">16,323</td> </tr> <tr> <td>国民年金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,428</td> </tr> <tr> <td>健康保険勘定</td> <td style="text-align: right;">4,199</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">22,950</td> </tr> </tbody> </table>	勘定	国庫納付金額	厚生年金勘定	16,323	国民年金勘定	2,428	健康保険勘定	4,199	合計	22,950
勘定	国庫納付金額												
厚生年金勘定	16,323												
国民年金勘定	2,428												
健康保険勘定	4,199												
合計	22,950												

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算終了後できるだけ速やかに納付することができたか。</p>	<p>（理由及び特記事項） ・平成17年度に係る国庫納付金については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成18年9月11日納付） ・平成18年度に係る国庫納付金については、法令に基づき適切に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定に当たっては19年度収入（5月末まで）の状況を加味し、19年度予算比25億円（11%）の増とした。</p>		<p>（理由及び特記事項） ○ 国庫納付は予算比増額となり適切に行われた。 ○ 適切な対応が実施された。</p>	

評価シート（12）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。</p>	<p>(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項 譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に1回の開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。18年度は、18年6・10・12月、19年3月の定例開催に加え18年11月の臨時開催の計5回開催した。委員会においては、入札参加資格に規定する「その他当機構が不適当と認めた者」の具体的事項、最低売却価格公表ルールの見直し、19年度老人ホーム売却方針、売却業務委託におけるインセンティブ方式導入、旧耐震設計基準による出資施設の状況ならびに耐震診断の実施等について諮問し、活発な議論が行われた。諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。 外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度と同様、学識経験者等の三名の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、18年6・10・12月、19年3月の定例開催に加え18年11月の臨時開催の計5回開催した。 諮問委員会には、入札参加資格に規定する「その他当機構が不適当と認めた者」の具体的事項、最低売却価格公表ルールの見直し、19年度老人ホーム売却方針、売却業務委託におけるインセンティブ方式導入、旧耐震設計基準による出資施設の状況ならびに耐震診断の実施等について諮問し、活発な議論が行われ、極めて有効に機能した。これらの議論のなかで出された意見については、適宜機構の運営に反映している。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予想外のリスクの発生等に対し諮問委員会が機動的に対処した点評価できる。 入札参加資格の見直し等によりリスク管理を徹底した点は高く評価できる。 有識者から構成される諮問委員会が設置され、活発な議論及びホームページでの開示など行われている。 外部有識者会議の結果が実務に反映されており、設置・運営に効果がみられる。 	

評価シート（13）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。	(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	5 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	5. 保有する個人情報の保護に関する事項 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規定等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、保有個人情報の適切な管理を行った。 また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点	自己評定	A	評定	A
	・保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	(理由及び特記事項) ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規定等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、保有個人情報の適切な管理を行った。 また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。		(理由及び特記事項) <input type="radio"/> 適切に行われている。 <input type="radio"/> 適切な対応が実施されている。 <input type="radio"/> 個人情報保護に関し特別に評価する対象はないと思われる。

評価シート（14）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>5 厚生年金病院については、平成17年度中に厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応すること。</p>	<p>(4) 厚生年金病院については、平成17年度中に厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応する。</p>	<p>6 厚生年金病院については、厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応する。</p>	<p>6 厚生年金病院については、厚生労働省及び社会保険庁から整理合理化計画が示されていない。</p>

評価の視点	自己評定	—	評定	—
	(理由及び特記事項)		(理由及び特記事項)	

評価シート（15）

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>6 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。</p>	<p>(5) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>	<p>7 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>	<p>7 終身利用型老人ホームについては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果が示されていない。</p>

評価の視点	自己評定	—	評定	—
	<p>(理由及び特記事項)</p>		<p>(理由及び特記事項)</p>	